

よくある問い合わせ（下水道等排水設備指定工事店関係書類について）

大網白里市下水道課

Q) 指定工事店に関する申請区分に対し、必要な書類を教えてください。

A) 以下の表を参照願います。

指定工事店の申請内容と必要な書類の一覧

申請No.	申請内容	書類No.	必要な書類	申請No.									
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		
①	新規指定	1	指定工事店指定申請書	○									
		2	指定工事店継続指定申請書		○								
②	指定の継続・更新	3	指定工事店変更届			○	○	○	○				
		4	廃止・停止・再開届								○	○	
③	名称（店名）の変更	5	住民票記載事項証明書（※代表者） ^{【注1】}	○	○			○					
		6	履歴書（※代表者） ^{【注2】}	○	○			○					
④	店舗の移転	7	身分証明書（※代表者） ^{【注3】}	○	○			○					
		8	商業登記簿謄本 ^{【注4】}	○	○	○	○	○					
⑤	代表者の変更	9	定款の写し ^{【注5】}	○	○	○	○	○					
		10	従業員名簿 ^{【注6】}	○	○								
⑥	責任技術者の変更	11	営業所見取図・平面図 ^{【注7】}	○	○		○						
		12	営業所の写真 ^{【注8】}	○	○	○	○						
⑦	営業の廃止・停止	13	専属責任技術者名簿（新規・解除）	○	○	○							
		14	責任技術者証の写し ^{【注9】}	○	○	○				○			
⑧	営業の再開	15	責任技術者の専属を確認できる書類 ^{【注10】}	○	○	○				○			
		16	機械器具調書（※写真添付）	○	○								
		17	山武水道指定証（※ある場合のみ）	○	○	○							
		18	他市町村指定証（※ある場合のみ）	○	○	○							
		19	旧指定証			○	○	○			○		

【注1】 申請日1ヵ月以内（コピー不可）。住所、氏名、性別、生年月日のみ記載（本籍地、個人番号（マイナンバー）等不要）。

【注2】 上半身の写真添付のこと。 【注3】 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証する書類（コピー不可）。

【注4】 履歴事項全部証明書（コピー不可。個人事業主等で商業登記を行っていない場合は添付不要）

【注5】 原本証明付記・押印すること（個人事業主等で定款の設定がない場合は添付不要）

【注6】 氏名・住所・生年月日記載のこと。 【注7】 見取図は最寄り駅からの経路を記入。平面図は事務所内の配置状況を記入。

【注8】 事務所及び資材倉庫の全景・内部の最新状況を撮影したものを、台紙・工用アルバム等で整理する。印刷でも可。

【注9】 名簿に記載された全員の責任技術者証を、表・裏の両面をコピーのこと。

【注10】 次のいずれかを添付。(1)会社名記載の各種健康保険被保険者証の写し、(2)雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料徴収書の写し、(3)賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し、(4)その他、責任技術者の工事店専属が確認できる書類

Q) 排水設備工事責任技術者証を更新し、責任技術者の登録番号が変更となりました。

「専属責任技術者名簿（新規・解除）」の提出は必要ですか。

A) 責任技術者の登録番号のみが変更となった場合、提出は不要です。

Q) 退職や有資格者採用等で責任技術者が変更となる場合、「下水道等排水設備指定工事店変更届」と「専属責任技術者名簿（新規・解除）」のどちらを提出すればよいですか。

A) 「下水道等排水設備指定工事店変更届」を提出してください。

変更前後で対象者不在の箇所が生じる場合、「変更内容」の該当欄に「該当なし」等の表記をしてください。

- Q)「下水道等排水設備指定工事店変更届」は、いつまでに提出すればよいですか。
- A) 変更の生じた時点から、7日以内に提出願います。
なお、法人等が名称・所在地・代表者を変更する際は、変更内容が商業登記簿謄本に登記されてから7日以内に提出いただくとともに、変更後の同謄本を添付してください。
- Q) 責任技術者が変更となる場合、在籍中の責任技術者全員の名簿の提出が必要ですか。
- A) 指定工事店の指定期間中における変更時は、名簿の添付は不要です。
ただし、指定更新時（指定期間満了に伴い、継続して指定を受けようとする場合）は「専属責任技術者名簿（新規・解除）」に責任技術者全員の氏名等を記載したうえで、関係書類と共に提出願います。
- Q) 代表者以外の会社役員が変更となりました。
「下水道等排水設備指定工事店変更届」の提出は必要ですか。
- A) 様式内の「変更区分」に記載のない内容（1. 名称の変更、2. 店舗の移転、3. 代表者の変更、4. 責任技術者の変更 以外のもの）が変更となる場合、提出は不要です。
- Q) 責任技術者が変更となった場合であっても、「下水道等排水設備指定工事店変更届」の提出時に、下水道等排水設備指定工事店指定証の原本添付は必要ですか。
- A) 不要です。添付を要するのは、「1. 名称の変更、2. 店舗の移転、3. 代表者の変更」の場合です。
- Q) 新規指定や更新の手続きをする際、県内の他市町村の指定証写しは全て添付しなければなりませんか。
- A) 件数の定めは特にありませんが、最大5件程度でかまいません。
- Q)「下水道等排水設備指定工事店（廃止、停止、再開）届」にある、「廃止」と「停止」の違いはなんですか。
- A) ①「廃止」とは、廃業等により指定工事店としての業務を今後一切行わない場合の手続きとなります。
廃止の届出により指定工事店の指定は解除となります。同手続き後に再度指定を受けようとする場合は新規登録扱いとなり、所定の手続きを要するほか、別途登録手数料が生じます。
- ②「停止」とは、一時的に本市指定工事店の指定を外れるための届出となります。
停止期間中は店名等が指定工事店一覧表に表記されなくなるほか、別途再開を届け出ない限り、市内における排水設備の施工等、指定工事店としての一切の業務ができません。
なお、停止期間中に指定期日を超過した場合であっても、再開を届け出ない限り更新手数料は発生しませんが、指定期日超過後の再開は再開届のほか、別途更新手続き及び更新手数料が必要となります。
- Q) 指定工事店の営業を停止したので、「下水道等排水設備指定工事店（廃止、停止、再開）届」と共に、下水道等排水設備指定工事店指定証の原本を下水道課へ提出しました。
その後、営業を再開したく、再度「下水道等排水設備指定工事店（廃止、停止、再開）届」を提出しますが、指定証の原本がありません。
- A) 指定工事店の営業再開の場合、下水道等排水設備指定工事店指定証の原本添付は不要です。

●上記以外でご不明な点はお問い合わせください●
大網白里市下水道課施設班 Tel0475(77)5575